

2019年度鹿児島大学大学院連合農学研究科教員の 資格再審査に係る実施要領

2019年度に実施する鹿児島大学大学院連合農学研究科主指導教員の資格再審査は、「鹿児島大学大学院連合農学研究科主指導教員資格者資格再審査規則」及び「鹿児島大学大学院連合農学研究科の資格再審査に関する基準の運用に関する申合せ」の外に、本実施要領に基づいて行うものとする。

1. 2019年度に行う主指導教員の資格再審査の対象者は、2014年度に主指導教員資格を取得した者及び2014年度の資格再審査を受けた者とする。
ただし、2019年度末に61歳以上になる者は免除する。
2. 教育業績及び研究業績は、以下のとおりとする。
 - ・2014年度に主指導教員資格を取得した者は、2014年7月1日から2019年9月30日までの5年3ヶ月
 - ・2014年度に教員資格再審査を受けた者は、2014年10月1日から2019年9月30日までの5年
3. 2014年10月以降に課程修了者1名以上（退学後学位取得者を含む）を出した者については、別刷の提出を求めないものとする。
4. 教員調書（鹿児島大学大学院連合農学研究科主指導教員資格者再審査規則第5条の別紙様式第1号）の提出期限は、2019年10月31日（木）までとする。
5. 再審査委員会は、2020年1月31日（金）までに再審査を終了するものとする。
6. 研究科長は、再審査に合格した者を、2020年2月に開催される研究科教授会で報告し、承認を得るものとする。
7. 再審査に合格しなかった者は、翌年度の4月から主指導教員の資格を喪失し、副指導教員資格者となる。